

放射能検査実施要領

1 目的

放射能汚染の疑いがある地域及び品目を明確にし、スクリーニング検査を計画的に実施し、大庄が取り扱う食材の安全性に対する検証を行い、お客様への安全・安心な食品を提供する。

2 スクリーニング検査(1次検査)

(1) 検査対象の地域・品目

総合科学新潟研究所が集積したデータに基づき放射能測定が必要な地域・品目を指定

(2) 検査の実施

- ① 検査機関 総合科学新潟研究所が指定した外部機関
- ② 検査方法 放射性セシウムスクリーニング法

(3) 検査結果の対応

- ① 検査の結果、放射性物質が国の基準の 1/2 を超えた品目は直ちに 2 次検査に移行する。
- ② 当該品目は、専門の分析機関に放射能精密測定を委託する。

3 専門機関による委託検査(2次検査)

(1) 検査対象

スクリーニング検査で放射性物質が国の基準の 1/2 を超えた品目

(2) 委託する専門の分析機関

ゲルマニウム半導体検出器等の精度の高い放射能測定を行っている分析機関

(3) 検査結果の対応

検査の結果、国の基準値を超える品目(食品)は使用しない。

4 情報提供

- (1) 社内において、最新の出荷制限指定地域や直近 1 か月の自治体等の調査結果、及びスクリーニング検査結果の共有化を図る。
- (2) 検査の結果は、お客様への情報提供に関する大庄基準に基づき公表する。